

小郡市立図書館資料の弁償に関する内規

(目的)

第1条 この内規は小郡市立図書館設置施行規則（昭和62年小郡市教育委員会規則第6号。以下「規則」という。）第10条の規定により、図書館資料（以下「資料」という。）の弁償について、必要な事項を定める。

(資料の紛失届)

第2条 資料を利用する者または資料の貸出しを受けた者（以下「利用者」という。）が、資料を紛失または破損したときは、資料の弁償届（様式第1号）により、ただちに館長に届け出なければならない。

(資料の弁償)

第3条 規則第10条の規定により、紛失または破損した資料を弁償するときは、当該資料と内容が同一の資料を納入しなければならない。ただし、当該資料が発行後の出版事情によりすでに入手困難になった場合は、当該資料の台帳記載価格を納入することによってこれに代えることができる。

2 前項の規定に基づき、利用者が資料の弁償をおこなったときは、ただちに受領書（様式第2号）を発行しなければならない。ただし、現金弁償の場合は、領収書の発行をもってこれに代える。

3 弁償手続き完了後においては、納入された資料及び現金の返還は行わない。

(弁償の免除)

第4条 天災、火災等の不可抗力の原因により、資料を紛失または破損したときは、当該資料の弁償を免除することができる。

2 前項の場合、利用者は、図書館資料の弁償の免除申請書（様式第3号）を館長に提出しなければならない。

3 前項の規定に基づき、利用者が図書館資料の免除申請書を提出したときは、図書館資料の弁償の免除（通知）（様式第4号）を発行しなければならない。

附 則

この内規は、昭和62年11月4日から施行する。

附 則

この内規は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。